

教協 第145号
令和3年4月1日

学校長 殿

一般社団法人 教科書協会

会長 千石雅

(印影印刷)



高等学校用教科書の教科書見本の取扱いについて

平素より、教科書採択に関しまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度から使用される高等学校用教科書の見本については、令和3年3月30日付け文部科学省「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」

（2文科初第2012号）および別添通知の令和3年3月30日付け文部科学省「教科書採択の公正確保について（通知）」（2文科初第2011号）により以下の通りご連絡申し上げます。

記

1. 令和2年度に検定を経た教科書の見本について（新刊：新課程）

（1）令和2年度に検定を経た教科書見本（新指導要領による新刊：新課程）については、以下の部数を上限として教科書発行者より送付いたします。各教育委員会あるいは各学校から依頼書を送付いただく必要はございません。

・都道府県教育委員会	6部
・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）を所管する市町村教育委員会	原則1部
・高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制）	原則1部
・教科書センター	1部

なお、文部科学省初等中等教育局長通知では4月末までに教科書見本を送付することとなっておりますが、教科書発行者より上記の上限部数未満しか到着しておらず、かつ上記の上限部数までの教科書見本が必要な場合は、5月以降直接、該当発行者にお問い合わせください。

（2）以下に該当する場合で、かつ各教育委員会や各学校等の採択権者からの「個別の求め」がある場合に、教科書協会経由で教科書発行者あてに送付を依頼することができます。

- ・教育長および委員の数が5人を超える場合（上限は超える数まで）
- ・高等学校を所管する市町村教育委員会で、教育長および委員の数を上限として追加する場合（上限は委員の数まで）

- ・中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限とする場合
- ・教科書採択権限を有する高等学校の分校（上限は分校に1部）
- ・教科書採択の権限を有する高等学校の各学科（普通科・専門学科・総合学科ごとに1部。ただし、専門学科は高等学校設置基準に規定する学科ごとに1部を上限。）

<*>

ただし、教科書協会を通じて依頼する場合、都道府県教育委員会あるいは高等学校を所管する市町村教育委員会は、所管する学校の依頼について

(A) 教育委員会ごとに所管する学校の依頼を取りまとめて教科書協会に依頼する

(B) 所管の学校が個別に教科書協会に依頼する

のいずれかをあらかじめ決めております。このため、各学校におかれましては所管する教育委員会にご確認いただき、(A) の場合は所管する教育委員会へご連絡ください。また、(B) の場合は、「別紙ア（学校用）」の「希望種目（新刊・新課程）」該当欄に、下記に定められた部数を上限として必要部数をご記入の上、教科書協会あてに直接メール送付ください。

なお、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校は全て (B) となります。

2. 令和元年度以前に検定を経た教科書の見本について（既刊：現行課程）

- (1) 令和元年度以前に検定を経た教科書見本（既刊・現行課程）について、令和元年以前に教科書見本が送付されていない場合で、かつ各教育委員会や各学校等の採択権者からの「個別の求め」がある場合には、上記1 (1) あるいは1 (2) に記載の部数を上限に教科書見本の送付を依頼することができます。

<*>記載欄と同じ

- (2) 令和元年度以前に検定を経た教科書見本（既刊・現行課程）について、令和元年以前に教科書見本が送付されている場合にも、採択権者からの「個別の求め」がある場合には、1部を上限として送付することができます。

<*>記載欄と同じ

これらについては、採択権者による教科書の採択に当たっての調査研究等の用に供するために送付が認められたものですので、採択用見本の追加送付をご依頼する際の手続きを以下の通りご連絡いたします。

3. 採択用見本の「個別の求め」がある場合に、送付をご依頼する際の手続きについて

(3) 公立学校、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校が、「個別の求め」がある場合に教科書協会に採択用見本を依頼する場合

別紙ア 令和4年度使用高等学校用教科書見本の送付依頼書(学校用)

を各校長より教科書協会にメールにてエクセルファイルで送付ください。

期限：5月28日（金）まで

なお、ご依頼に対する送付につきましては発行者判断になりますので、必ずしもご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承下さい。

[各種書類掲載場所]

一般社団法人 教科書協会ホームページ → 「教育委員会・学校専用ページ」
→ ID:kyokai PW:kyokai → 教育委員会・学校用

に掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。ホームページには、4月5日（月）までに掲載いたします。

※ 教科書協会あてご提出先

・別紙ア メール返信先 info2021mihon@textbook.bz

【問合せ窓口】教科書協会 ☎：03-5606-9781
担当 小林、八重田

令和4年度使用高等学校用教科書の教科書見本送付依頼書（「個別の求め」がある場合）

行
教科書協会
一般社団法人

Mail : info2021mijhon@textbookhk.hk

学校名

1/1

二担当者名

Mail : info2021mihon@textbook.bz

○○市依頼書は、令和2年度検定の新刊・新課程と令和元年度以前の既刊・現行課程の
○○都道府県教育委員会用6部高等学校を所管する市町村教育委員会用1部・高等学
直接、発行者あてに問い合わせください。

この希望の教科書見本の発行者には、ご希望の教科書番号・教科書名の欄に記入して下さい。

○新刊「新興階層の教育」書評本文に於ては、この別冊の特徴を述べた。元年以降は、この別冊の書評本文を送付する場合に、必ず記入して下さい。また、この別冊の書評本文を送付する場合は、必ず記入して下さい。

教育委員会は、各教科の教科書を所掌する。教育委員会は、各教科の教科書を所掌する。教育委員会は、各教科の教科書を所掌する。教育委員会は、各教科の教科書を所掌する。教育委員会は、各教科の教科書を所掌する。教育委員会は、各教科の教科書を所掌する。

たゞし、専門学科は高等学校設置基準に規定する学科にて[1]の上限。)

○本会員登録、当協会会員登録の登録料金について、ご要望に添えない場合もございますので、ご真意アドバイスください。

玉語

送付依頼書を作成する前に、ご一読ください。

○本依頼書は、令和2年度検定の新刊・新課程と令和元年度以前の既刊・現行課程の教科書見本について、「個別の求め」がある場合に教科書協会経由で発行者あてに送付依頼する屯のです。

○都道府県教育委員会用6部・高等学校を所管する市町村教育委員会用1部・高等学校に置かれる課程(全日制・定時制・通信制)用1部・教科書センター用1部については、「**個別の求め**」がなくとも、各発行者より送付いたしますので、**5月以降、直接、発行者あてにお問い合わせください。**

○「個別の求め」における新刊・新課程の教科書見本については、公平性を確保するため、当該種目を発行する全ての発行者に依頼します。ただし、既に一部の発行者から届いている場合には、ご希望の教科書見本の発行者名・教科書番号・教科書名のみを備考欄にご記入ください。

○既刊・現行課程は、令和元年度以前に教科書見本を送付していないければ、局長通知の部数を、すでに令和元年以前に送付している場合にも採択権者からの「個別の求め」があれば1部を上限として送付することが可能です。

○**新刊・新課程の教科書見本について「個別の求め」がある場合は、申請理由を、以下(①~⑤)から選択し、希望部数をご記入ください。**

○申請理由①:教育委員会のみ。上限は超える数。)

○申請理由②:中等教育委員会のみ。上限は委員会の数。

○申請理由③:中等学校を所管する市町村教育委員会のみ。上限は委員会の数。

○申請理由④:中等学校の分校(上限は分校に1部)

○申請理由⑤:教科書採択の権限を有する高等学校の各学科(上限は、普通科・専門学科・総合学科ごとに1部。ただし、専門学科は高等学校設置基準に規定する学科ごとに1部を上限。)

○なお、当協会会員各社の在庫状況によっては、ご要望に添えない場合もございますので、ご寛恕いただきたく存じます。